

石垣島土地改良区

定款・規約・諸規程集

石垣島土地改良区

第 1 編 定款・規約

第 1 章 定款

○石垣島土地改良区定款

(平成20年4月1日認可)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は、石垣島土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、沖第 293 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町村	大 字	地 域	備 考
石垣市	登野城・大川・石垣・新川・崎枝・川平 名蔵・平得・真栄里・大浜・宮良・白保 盛山・桃里・野底・伊原間・平久保・桴 海	一円の畑、田、 原野、山林の 一部	詳細につい ては土地原 簿による。

(事 業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- (1) 国営宮良川土地改良事業、国営名蔵川土地改良事業、国営石垣島土地改良事業
県営土地改良事業、市営土地改良事業および団体営土地改良事業で造成された
土地改良施設の維持管理
- (2) 新川地区区営土地改良事業（区画整理）
- (3) 野呂水地区区営土地改良事業（区画整理）

-
- (4) 新川地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (5) 野呂水地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (6) 座原地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (7) 与那原地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (8) 皆野宿地区区営土地改良事業 (区画整理・農業用排水施設)
 - (9) 中垣地区区営土地改良事業 (区画整理・農業用排水施設)
 - (10) 南座原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (11) 与那原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (12) 中奈良佐地区区営土地改良事業 (区画整理・農業用排水施設：排水路)
 - (13) 中奈良佐地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (14) 中垣地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (15) 北座原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (16) 宇志原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・区画整理・農用地造成)
 - (17) 宇志原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (18) 奈良佐地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・区画整理)
 - (19) 奈良佐地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (20) 山根地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (21) 武那田地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (22) 茶山地区区営土地改良事業 (農業用道路・区画整理)
 - (23) 嘉手苅地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (24) 嘉手苅地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (25) 幸福地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (26) 南与那原地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (27) 南与那原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (28) 石大崎地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (29) 平得田原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (30) 開南地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (31) 南轟地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (32) 平喜名地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (33) 嘉良岳地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・区画整理)
 - (34) 竿根田原地区区営土地改良事業 (区画整理・農業用排水施設)
 - (35) 宮良川8期地区区営土地改良事業 (農業用排水施設：基幹水利施設補修)
 - (36) 新川地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (37) 武那田地区区営土地改良事業 (農用地保全・農業用排水施設)
 - (38) 宮良川9期地区区営土地改良事業 (農業用排水施設：基幹水利施設補修)
 - (39) 宮良川10期地区区営土地改良事業 (農業用排水施設：基幹水利施設補修)
 - (40) 浦田原地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (41) フーネ地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (42) トウレ地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (43) 嵩田地区区営土地改良事業 (区画整理・客土・農用地保全)
-

-
- (44) 浦田原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (45) ブネラ地区区営土地改良事業 (客土・区画整理)
 - (46) 元名蔵地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (47) 北トウレ地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (48) 元名蔵地区区営土地改良事業 (農業用道路・農用地保全・区画整理)
 - (49) 大田原地区区営土地改良事業 (農業用道路・区画整理)
 - (50) シーラ地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (51) 平地原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (52) 神田原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・区画整理)
 - (53) フーネ地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (54) 東名蔵地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・区画整理)
 - (55) 嵩田地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (56) 登野城地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (57) 平地原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・暗きょ排水・農業用道路)
 - (58) ノーラ地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・暗きょ排水・客土)
 - (59) 伊原間地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (60) 栄地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (61) 伊原間地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (62) 栄地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (63) 久宇良地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (64) 久宇良地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・区画整理)
 - (65) 明石西地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (66) 明石西地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (67) 川平地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (68) おもと地区区営土地改良事業 (農業用排水施設・区画整理)
 - (69) おもと地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (70) 於茂登地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (71) 屋良部地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (72) 平久保地区区営土地改良事業 (農用地造成)
 - (73) おもと地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (74) 大浦川第3期地区区営土地改良事業 (農業用排水施設：基幹水利施設補修)
 - (75) 伊原間地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (76) 栄地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (77) 登武野地区区営土地改良事業 (区画整理)
 - (78) 村中地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (79) 於茂登地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (80) 区営嘉手苅地区土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (81) 区営宮良川西地区土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (82) 山田地区区営土地改良事業 (農業用排水施設)
 - (83) 大称原地区区営土地改良事業 (農業用排水施設、区画整理)
-

-
- (84) 野呂水地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (85) 野呂水第2地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (86) 石垣第3地区区営土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水客土）
 - (87) 座原地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (88) 磯辺第4地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (89) 石垣第4地区区営土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水・土層改良）
 - (90) 石垣島地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (91) 石垣島第2地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (92) 石垣島第3地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (93) 石垣第5地区区営土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水、土層改良）
 - (94) 大浦地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (95) 平田原地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (96) いしがきじま地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (97) 石垣島第6地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (98) 石垣地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (99) 石垣第7地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (100) 石垣地区区営土地改良事業（R4）（農業用排水施設）
 - (101) 大川第1地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (102) 石垣島地区区営土地改良事業（R5）（農業用排水施設）
 - (103) 大川第2地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (104) 大川第3-1地区区営土地改良事業（農業用排水施設）
 - (105) 石垣島地区区営土地改良事業（R6）（農業用排水施設）

2 この土地改良区は、前項第1号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

(1) 太陽光発電事業

3 この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

4 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

5 この土地改良区は、第1項の事業地区に関連して実施される水質保全対策事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項の事業に附帯して実施される基幹水利施設管理事業の操作業務を委託される場合は、これを受託する。

7 この土地改良区は、地区内の農業生産性の向上、土地改良施設の適正な管理及び土地改良区運営の向上等に関係する業務を委託される場合には、これを受託する。

8 この土地改良区は、前項の業務及び第1条に掲げる目的を達成するために行う事業を実施することができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、沖縄県石垣市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する石垣市役所の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は地元新聞に掲載するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第8条 総代の定数は、40人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数	備考
第1区	登野城・大川・石垣・新川・名蔵・崎枝・川平	20人	
第2区	平得・真栄里・大浜・宮良・白保・盛山・桃里 野底・伊原間・平久保・桴海	20人	

(総代選挙の実施)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款のほかに総代選挙に関し、必要な事項は、総代選挙規程で定める。

(選挙人名簿の縦覧)

第10条 理事は、総代の任期満了による総選挙にあつてはその任期満了の日前45日から、その他の選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を5日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。

(異議の申出等)

第11条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認められるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申し出ることができる。

2 理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日

以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単記制)

第12条 総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1人とする。

(通常総代会の時期)

第13条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、それぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事 15 人及び監事 3 人とする。

2 前項の役員定数のうち理事 3 人及び監事 1 人は、組合員でない者とする。

(役員を選任)

第19条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長・副理事長)

第20条 理事は、理事長 1 名及び副理事長 1 名を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な業務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第24条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第25条 理事又は監事はその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割及び使用水量割に賦課する。

2 第4条第1項に掲げる事業のうち、1号を除く事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

3 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

第27条 この土地改良区は、法第91条第4項で準用する同法第90条4項の規定に基づき、県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の2の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第30条の2 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第31条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第32条 第26条、第27条、第30条又は第30条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6%の割合で計算して得た延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の10分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

(事務局及び委員会)

第33条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として事務局を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する事務局又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第34条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第35条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第30条の規定を準用する。

(基本財産)

第36条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第37条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- この定款は、平成20年4月1日から施行する。
- この定款は、平成20年10月16日から施行する。
- この定款は、平成21年12月3日から施行する。
- この定款は、平成22年5月13日から施行する。
- この定款は、平成24年5月18日から施行する。
- この定款は、平成25年5月14日から施行する。
- この定款は、平成26年6月2日から施行する。
- この定款は、平成27年4月21日から施行する。
- この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- この定款は、平成30年4月1日から施行する。
- この定款は、平成31年4月1日から施行する。
- この定款は、令和2年4月1日から施行する。
- この定款は、令和3年4月1日から施行する。
- この定款は、令和4年4月1日から施行する。
- この定款は、令和5年4月1日から施行する。
- この定款は、令和6年4月1日から施行する。

1 定款

変更後の定款における総代に関する規定については、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の規定により選挙をする総代から適用される。

2 総代選挙規定

本規定は、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の規定により選挙をする総代から適用される。